



定額減税を十分に受けられない と見込まれる人への調整給付の 申請期限が近づいています

☎ 税務課 賦課係
☎ 932-1495(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線135)



令和6年分の所得税および令和6年度の個人住民税の定額減税対象者で、定額減税前の税額が定額減税可能額に満たない人に対し、その差額を給付している「調整給付」の申請期限が、**10月31日(木)まで**となっています。まだ申請がお済みでない人は、早め手続きを行なってください。

なお、給付対象者には8月23日(金)に、お知らせまたは確認書を送付しています。



秋の防火週間が始まります

☎ 総務課 消防安全係
☎ 932-1152(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線321)



糟屋地区の消防団による秋の防火週間が始まります。また、防火週間前の11月3日(日)は、須恵町消防団による模擬火災訓練が行われます。朝10時ごろに消防車のサイレンがなりますが、火災ではありませんのでご注意ください。

また、このサイレンは実際の火災時と同じ音を鳴らし、緊急時にきちんとサイレンが鳴るかを点検するとともに、防火意識を高める目的もあります。町民の皆さんの安全を守るためのサイレンですので、ご理解をお願いします。

▶ 期 間 11月9日(土)～15日(金)



就学時健康診断のお知らせ

☎ 学校教育課 学校教育係
☎ 687-1594(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線244)



令和7年度に、新小学1年生になるお子さんを対象とした就学時健康診断を行います。対象者には、9月下旬に通知を発送しています。

この健康診断は、眼科・歯科・内科などの健康診断を行い、疾病などが見つかった場合は必要な治療を勧め、学校での集団生活に備えるために行います。

受診の際は、必ず保護者または代理の人が付き添ってください。また、アナウンスがあるため、会場では静かにお待ちいただきますようお願いいたします。

▶ 日 時 10月29日(火)
※開始時間は行政区ごとに異なるため、通知書をご確認ください。

▶ 場 所 アザレアホール須恵
(須恵町大字上須恵1180-1)

※令和7年3月末までに町外へ転出予定の人も、須恵町で受診してください。



役場からの インフォメーション



町税の納付忘れにご注意ください

☎ 税務課 収納係
☎ 932-1495(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線139)



10月31日(木)に納付期限をむかえる町税があります。

町税の納付書の裏面に記載している納付場所(須恵町役場、金融機関、コンビニエンスストアなど)や、インターネットに接続してキャッシュレス決済、電子納付などでの納付が可能です。

また、振替口座の登録がある人は、納付期限当日に登録されている口座から、該当町税の金額分を引き落としますので、預金残高にご注意をお願いします。

▶ 対象の税目 町県民税 3期
国民健康保険税 5期



ファイナンシャルプランナー による納税相談を実施します

☎ 税務課 収納係
☎ 932-1495(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線133)



須恵町では、さまざまな金銭の問題により支出が収入を上回ってしまい、「町税を納めたいけれど納められない」という人を対象に、ファイナンシャルプランナー(FP)による納税相談(無料)を実施します。

FPという生活設計のプロに相談し、家計に関する問題(収入不足、ローン返済、借金問題など)の解決策を一緒に考えてみませんか?

相談には、町職員も同席し、秘密は守られますのでご安心ください。

▶ 相談日

令和6年	令和7年
10月16日(水) 11月20日(水)	1月15日(水)

▶ 会 場 須恵町役場

▶ 時 間 9時～19時(お一人1回につき1時間)

▶ ご用意いただくもの

- 収入が分かるもの(源泉徴収票や確定申告書の写しなど)
- 支出が分かるもの(家賃、水道光熱費、各種保険料、借入金の返済明細書など)

▶ 予約方法

事前申し込みが必要なため、相談希望の人は、上記問い合わせ先までご連絡ください。(先着順に受け付け)

統計の登録調査員になりませんか?

須恵町では、各種統計調査にご協力いただける登録調査員を募集しています。

各種統計調査は、社会の姿を正確に表し、暮らしをよくするための重要な基礎データとして利用されています。

令和7年10月には、5年に一度の国勢調査が行われる予定であり、多くの調査員の皆さんにご協力いただく必要があります。ぜひ、あなたの力を統計調査にお貸しください!

▶ 登録調査員とは?

各種統計調査に従事する調査員の候補者として、あらかじめ町に登録している人です。登録調査員は、統計調査の実施ごとに、国や県から任命される非常勤の公務員です。

▶ 調査員のしごと

調査ごとに違いがありますが、主な内容は次のとおりです。

- 調査員説明会への出席
- 担当調査区の範囲と調査対象の確認
- 調査票の配布と記入依頼(記入の仕方の説明)
- 記入された調査票の回収
- 集めた調査票の検査・整理
- 調査票など調査関係書類の提出

▶ 調査員の報酬

調査完了後に支払われます。報酬額は、調査の内容や受け持ち件数などによって異なります。

▶ 登録調査員の資格要件

次のすべての要件に該当する人です。

- ①責任をもって調査事務を遂行できる人
- ②秘密の保護を順守できる人
- ③税務、警察および選挙に直接関係のない人
- ④暴力団員でない人および暴力団員・暴力団と密接な関係を有していない人
- ⑤須恵町に住所を有する20歳～69歳の人

▶ 登録方法

「登録調査員登録申請書」および「同意書」に必要事項を記入の上、身分証明書(運転免許証やマイナンバーカードなど)と一緒に役場3階 まちづくり課へ提出してください。(登録調査員登録申請書は、役場3階 まちづくり課に備え付けの他、須恵町ホームページよりダウンロードできます。)



ダウンロードはこちら



申・問 まちづくり課 まちづくり係 ☎ 932-1153(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線343)